

(傍聴者遵守事項)

(1) 審査会開催中は、静粛に聴取することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。

(2) 審査会において、飲食、喫煙はできません。

(3) 審査会において、写真撮影、録画、録音等できません。

ただし、あらかじめ審査会の会長が認めた場合はこの限りではありません。

(4) その他審査会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

以上に違反した場合は注意をしますが、これに従わない場合は退場していただくことがあります。

なお、傍聴されている方は、係員の指示に従ってください。

また、途中で退席される場合は、各議題の審査終了後をお願いいたします。